

## 酒田市過疎地域持続的発展計画（案）に関する意見募集の結果について

酒田市過疎地域持続的発展計画（案）に関する意見募集を下記のとおり実施しました。

### 1 概要

- (1) 募集期間 令和3年7月28日（水）から令和3年8月17日（火）まで  
(2) 意見書提出者 1名、意見総数2件

### 2 寄せられた意見と本市の考え方

NO.	ご意見（原文）	本市の考え方
1	<p><b>人材育成について</b></p> <p>○地域における自治活動や福祉活動の担い手不足を大きな課題として認識し、その解決策を『第2 分野別事項 1③「人材育成」(42頁)、事業計画－コミュニティ振興事業(46頁)』に位置付け、明示いただいたことに賛成します。</p> <p>○このことについて、市の各部署において認識を共有いただくとともに、自治会連合会組織、民生委員・児童委員連絡協議会、商工団体（退職後を見据え）、社会福祉協議会などと協議する場が設定されることを希望します。</p>	<p><b>このご意見による計画案の変更はありません。</b></p> <p>ご指摘のとおり、各種関係団体等との連携を深めるため、協議する場の設定に努めてまいります。</p>
2	<p><b>交通手段の確保について</b></p> <p>○公共交通による交通手段の確保策として、デマンドタクシーの導入・利便性の向上が位置づけられています（58頁～59頁）。</p> <p>○しかし、公共交通の視点だけでは、多くの住民の期待に応えられないと考えられ、応えようと思えば、さらに莫大な投資が必要になります。</p> <p>○一方、高齢者等地域生活支援対策事業の取り組みが位置付けられ、社会福祉協議会とともに生活支援の仕組みづくりを進めることが明示されています。</p> <p>○このことから、「公共交通」によらない交通手段の確保、例えば、住民同士による助け合いとしての送迎、社会福祉法人の社会貢献としての送迎についても高齢者等地域生活支援対策事業に含まれると理解しますが、そこまで含めることが見込まれているのかどうか、計画（案）の文面ではわかりません。</p> <p>○よって、交通手段の確保策について、「公共交通」のみによるのではなく、生活支援の仕組みづくりとして取り組むことが必要である旨を盛り込んではいかがでしょうか。</p>	<p><b>このご意見による計画案の変更はありません。</b></p> <p>地域住民や社会福祉法人、NPO等が担い手となる道路運送法における許可又は登録を要しない運送の仕組みは、地域住民等が地域の高齢者など交通手段を持たない交通弱者を支えるもので、ご指摘のとおり、人口減少が進む地方都市では今後必要となってくる仕組みと考えます。</p> <p>一方で、担い手側の運転手確保や安全運行の体制整備などの課題や、交通事業者の雇用も守る必要があることから、今後も検討を重ねてまいります。</p> <p>計画案の変更は行いませんが、高齢者等地域生活支援対策事業を通して、日頃より社会福祉協議会の連携を深め、交通弱者対策についても協議してまいります。</p>